

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩市（以下「市」という。）が発注する土木工事、建設工事、設備工事等の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2に規定する価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式の実施に関して必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式による対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事のうち、総合評価落札方式による入札の執行が適当であると多摩市長（以下「市長」という。）が認めた工事とする。

- (1) 一般的な工事において技術的な工夫の余地があり、施工者の技術的能力が求められる工事
- (2) 技術的な工夫の余地が大きく、施工上の技術提案が求められる工事
- (3) 設計予定価格が5,000万円以上の工事

(総合評価落札方式の評価の方法)

第3条 総合評価落札方式による評価の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別簡易型 施工計画の評価を要件とせず、入札への参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）の同種の工事の施工実績及び工事成績、信頼性、社会性等の定量化された評価項目並びに入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する方法。原則として、前条第1号に該当する工事に適用する。
- (2) 簡易型 簡易な施工計画並びに入札参加者の同種の工事の施工実績及び工事成績、信頼性、社会性等の定量化された評価項目並びに入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する方法。原則として、前条第2号に該当する工事に適用する。

(落札者決定基準)

第4条 市長は、総合評価落札方式による入札を実施しようとするときは、対象工事ごとに、あらかじめ、落札者の決定基準として、評価基準、評価の方法その他の基準等（以下「落札者決定基準」という。）を別に定める。

- 2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の技術的な知識又は経験を有する者（以下「学識経験者」という。）に意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、前項の意見の聴取に当たって、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定するときに、改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについての意見を併せて聴くものとする。

(総合評価落札方式審査会)

第5条 市長は、総合評価落札方式による入札の実施に当たっては、多摩市総合評価落札方式審査会設置要綱（平成24年多摩市告示第83号）に規定する多摩市総合評価落札方式審査会（以下「審査会」という。）の審査を経なければならない。

(総合評価落札方式における入札公示等)

第6条 市長は、総合評価落札方式による入札について、多摩市契約事務規則（昭和39年多摩市規則第10号。以下「規則」という。）第7条に規定する公示を行うに当たっては、規則第8条の規定に掲げる事項のほか次の事項についても公示を行う。

- (1) 対象工事の明示
- (2) 落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術提案資料の内容
- (4) 提出期限
- (5) その他、市長が必要と認める事項

- 2 市長は、入札の実施に当たって、前項の公示のほか、公式ホームページ及び東京電子自治体共同運営協議会が運営する電子調達サービスにより公表し、周知する。

(参加資格、提出資料等)

第7条 入札参加者は、次項の申請を行うときにおいて次に掲げる基準を満たす者とする。

- (1) 市、国（公社及び独立行政法人を含む。）又は他の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、商取引につき手形又は小切手が不渡りになったとき等経営不振の状態（市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にないこと。
- 2 入札参加者は、あらかじめ多摩市総合評価落札方式参加資格申請書（別記様式）に、市長が指定する書類を添えて、市長に申請しなければならない。
  - 3 前項の規定による申請は、市長が特に認める場合を除き、別に定めるところによる条件付一般競争入札の参加資格の審査を受けた書類に記載した事項（入札参加資格の審査に関わらないものとして市長が認めるものを除く。）と同一の内容により行わなければならない。
  - 4 第2項の申請に当たって必要な技術提案資料の作成等に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された技術提案資料は返却しない。

（入札、予定価格等の設定）

第8条 総合評価落札方式による入札は、電子入札により行う。

- 2 市長は、入札の実施に当たって、次の各号のいずれかの価格を設定する。

- (1) 予定価格、調査基準価格及び失格基準価格
- (2) 予定価格及び最低制限価格

（落札者決定の方法）

第9条 総合評価落札方式により落札者を決定するときは、次に掲げる基準による。

- (1) 入札価格が入札書比較価格（予定価格から消費税相当額を控除した価格をいう。）以内であること。
  - (2) 入札価格が最低制限価格の要件を満たすものであること。
  - (3) 失格基準価格に該当しないこと。
  - (4) 多摩市低入札価格調査委員会設置要綱（平成24年多摩市告示第84号）に規定する多摩市低入札価格調査委員会が、当該契約の履行が可能であると認めていること。
  - (5) 審査会の審査において、総合評価点（確認を受けた入札参加資格の内容の変更について、第7条第3項の規定により市長が特に認めた場合は、その変更前の内容に基づく総合評価点）が最も高いもの（同点の者がある場合は審査会において、公正な方法により決定したもの）とすること。
- 2 市長は、前項の基準により落札者を決定しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、2人以上の学識経験者に意見を聴かなければならない。
    - (1) 第4条第3項の規定による意見の聴取において、意見を聴く必要があるとの意見があったとき。
    - (2) その他、市長が必要と認めるとき。

（評価結果等の公表）

第10条 市長は、審査会において審査した結果を公表し、公式ホームページに掲載する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
（多摩市総合評価落札方式試行要綱の廃止）
- 2 多摩市総合評価落札方式試行要綱（平成20年多摩市告示第435号）は、廃止する。

附 則（令和3年多摩市告示第357号）

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）